

介護保険サービスの医療費控除

所得税の確定申告の際、介護保険サービスの利用料は医療費控除の対象となります。申告には領収書の提出が必要です。

○施設サービス

対 象	対象費用	対象額
指定介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護1～5の入所者 介護費用の自己負担額 食事標準負担額	1/2
介護老人保健施設 指定介護療養型医療施設	要介護1～5の入所者 介護費用の自己負担額 食事標準負担額	全額

○居宅サービス

種 類	対象費用	対象額
医療系サービス	訪問看護	全額
	訪問リハビリ	
	居宅療養管理指導	
	通所リハビリ	
福祉系サービス (ケアプランに基づく 利用が条件)	短期入所療養介護	全額
	訪問介護の一部	
	訪問入浴介護	
	通所介護	
	短期入所生活介護	

※高額介護サービス費の払い戻しを受け取った場合は、その金額を差し引いた後の金額が対象となります。

問合せ…保険年金課 ☎69-2139

所得税の確定申告

申告が必要な人

- ◆事業所得や不動産所得などがある人で、1年間の所得金額の合計金額が、所得控除合計額を超える人
- ◆給与所得者で…
- 年間の給与収入が2000万円を超える人
- 給与所得以外の所得が20万円を超える人
- 土地、建物などを譲渡した人

税務署申告相談日程

地 区	会 場	月 日	受付時間
白石島	白石公民館	2月22日	9:00～15:00
北木島	笠岡諸島開発 総合センター	2月17日	9:30～15:00
真鍋島	真鍋島ふるさと ふれあいセンター	2月28日	9:30～15:00
市内及び 笠岡税務署管内	笠岡税務署	2月16日～3月15日 (土・日を除く)	8:30～16:00

問合せ…笠岡税務署 ☎62-3111

<http://www.hiroshima.nta.go.jp/kasaoka>

障害者控除

長期間寝たきりの高齢者で、介護認定の要介護4、要介護5に該当する人は所得税などの障害者控除が受けられます。

問合せ…福祉推進課 ☎69-2133

市県民税の申告が必要な人

平成17年1月1日現在で市内に住所があり、次に当てはまる人は市県民税の申告が必要です。

◆平成16年中に、営業・農業・不動産などの所得があった人

◆国民健康保険に加入している人及びその世帯主(所得のない人も申告をしてください。申告をしないと保険税の軽減が受けられない場合があります)

◆給与所得者で…

○給与所得以外に農業・不動産などの所得があった人

○勤務先(事業主)から市役所に給与支払報告書が提出されていない人

○平成16年中に退職した人

市県民税の申告が不要な人

◆所得税の確定申告をした人

◆給与所得者で、勤務先(事業主)

から給与所得支払報告書が提出された人のうち、給与以外の所得が全くない人

◆公的年金所得者で、公的年金など支払報告書の提出義務者から報告書を提出された人のうち、公的年金以外の所得が全くない人

◆全く収入がなく、他の者の扶養親族になっている人

市県民税の申告は不要であるが申告すれば市県民税が減額となる人

◆給与所得者で、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などを受けようとする人、及び年末調整時に受け忘れの控除がある人

◆公的年金所得者で、社会保険料控除、生命保険料控除、損害保険料控除、寡婦(夫)控除、配偶者特別控除、雑損控除、医療費控除、寄附金控除などを受けようとする人

申告に必要なもの

◆印かん

◆平成16年中の所得を明らかにするもの(給与や年金の源泉徴収票、営業・農業・不動産などの所得者は収支内訳書など)

◆平成16年中の所得控除を明らかにするもの(国民健康保険税・国民年金保険料・介護保険料の領収書、生命保険料・損害保険料の支払証明書、障害者手帳、医療費の領収書など)

問合せは

税 務 課

☎69-2116まで